

共催セミナーの利益相反について

- ①共催セミナーの講演者も、一般社団法人日本ペインクリニック学会の利益相反に関する規定に則り、共催セミナーの演題登録から遡って過去 1 年間の利益相反を自己申告していただく必要があります。
- ②演題登録時には利益相反規定を越えていなくとも、学会での共催セミナー講演により講演料、謝礼等の規定を超える予定である場合には、あらかじめご申告ください。
- ③講演後、利益相反がありとわかった場合には、学会ホームページにて利益相反ありとして、発表された学会、演題名、発表者、企業名を開示することになります。

一般社団法人ペインクリニック学会
利益相反委員会
2022年7月7日